平成２３年（フ）第１４４号
広島県尾道市新浜１丁目11番18―202号
債務者　中村　善恵（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１４５号
広島県三原市中之町６丁目30番12号、住民票上の住所広島県広島市南区段原南１丁目18番10号
債務者　藤田　佳子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１８７号
山口県下関市山の田北町１－５　県営住宅稗田団地101号、住民票上の住所山口県下関市彦島迫町２丁目10番８号
債務者　原田　順治
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
山口県下関市秋根東町４番18―302号　グランサーヴ新下関
債務者　尾潟　俊雄
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２０４号
山口県下関市竹崎町２丁目４番13―203号　向野ビル
債務者　島﨑美智子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第３４２号
香川県東かがわ市町田667番地２
債務者　清原　芳正
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４３２号
愛媛県東温市則之内甲1874番地
債務者　渡部　速人
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６０号
愛媛県西予市三瓶町朝立１―545―34　川口方
債務者　井上　圭一
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第３１７号
福岡県久留米市本町15番地10二村ビル202号、前住所福岡県久留米市大石町266番地１ラセットビレッジＭ　Ａ棟105号
債務者　五島　園子（旧姓前原）
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３２８号
福岡県小郡市小郡1501番地１　レオパレスＮＴランド307号
債務者　川崎　大志
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第４４５号
長崎県長崎市竹の久保町18番16―104号、住民票上の旧住所長崎県長崎市戸町１丁目５番６―702号
債務者　山﨑　裕児
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０８号
宮崎市佐土原町上田島10810番地１
債務者　松尾香代子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４１８号
宮崎市大字田吉1361番地10　井崎アパートＡ棟102号
債務者　黒田　三志
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６０号
宮崎県延岡市北小路3739番地37
債務者　黒木　美香（旧姓請関）
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１７４号
宮崎県日向市曽根町１丁目241番地１
債務者　黒木　美幸
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１７６号
宮崎県日向市大字財光寺880番地１
債務者　日高　博美
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第５２８号
鹿児島県鹿児島市東郡元町18番34号　菊花寮19号
債務者　和田　里美
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係